

軽自動車税

Q.軽自動車を廃車したのに「軽自動車税納税通知書」がきたのですが？

A. 軽自動車税は、4月1日（賦課期日）現在、原動機付自転車、軽自動車等を所有している方に課税されます。

したがって、4月2日以降に廃車や譲渡したとしても、その年度の税金はお納めいただくこととなります。

なお、廃車（譲渡）したという手続をされていませんと、来年度もあなたに課税されますので、必ず手続をしてください。

Q.もう使っていない（乗れない）のに税金を払うの？

A. 軽自動車税は、軽自動車を所有していることに対して課税される税金で、毎年4月1日現在登録されている方に課税されます。

使用不能で置き放しになっているような場合でも、廃車手続をしないと軽自動車税は課税され続けます。

Q.軽自動車税は納付していますが、原動機付自転車を6月に廃車にしました。税金は戻るの？

A. 軽自動車税は、年税です。年度の途中で廃車にしたとしても月割りでの税金の還付はありません。

Q.原動機付自転車を盗まれてしまいました。どのような手続をすればいいの？

A. まず警察署に盗難の届出をしてください。

そして、盗難被害届の受理年月日と受理番号を確認したうえで、役場税務班で印鑑を持参のうえ廃車手続をしてください。廃車の手続をしないといつまでも課税されることとなります。

Q.自賠償保険は入らなければならないの？

A. 万一の交通事故の際の、基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含む全ての自動車の保有者に、法律で加入が義務づけられています。

また、フォークリフトなどの小型特殊自動車（農耕作業用を除く）についても、道路を一度でも走行する場合には、加入が必要です。

自賠責保険に加入しないで運転すると、

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。(自賠法第86条の3)

さらに、違反点数は6点となり、ただちに免許停止処分となります。(道路交通法第103条、第108条の33)